

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する  
法律の運用及び解釈について通達  
(法律関係)

	(43 化第 151 号 昭和 43 年 2 月 12 日)
改正	43 化第 222 号 昭和 43 年 2 月 29 日
	43 化第 652 号 昭和 43 年 5 月 11 日
	43 化局第 140 号 昭和 43 年 6 月 15 日
	44 化第 460 号 昭和 44 年 4 月 17 日
	45 保第 884 号 昭和 45 年 11 月 30 日
	47 保第 430 号 昭和 47 年 9 月 14 日
	50 立局第 28 号 昭和 50 年 1 月 27 日
	54 立局第 517 号 昭和 54 年 8 月 31 日
	56 立局第 404 号 昭和 56 年 6 月 5 日
	57 立第 776 号 昭和 57 年 5 月 28 日
	59 立局第 474 号 昭和 59 年 7 月 25 日
	61 立局第 381 号 昭和 61 年 6 月 9 日
	63 立第 19 号 昭和 63 年 1 月 11 日
	63 立第 669 号 昭和 63 年 5 月 25 日
	5 立局第 136 号 平成 5 年 3 月 31 日
	5 立局第 292 号 平成 5 年 9 月 6 日
	8 立局第 547 号 平成 8 年 10 月 11 日
	平成 09・03・31 立局第 77 号 平成 9 年 4 月 1 日
	平成 09・09・29 立局第 3 号 平成 9 年 11 月 20 日
	平成 12・03・30 立局第 9 号 平成 12 年 4 月 1 日

## 第 2 条 (定義) 関係

- 第 1 項中「主成分とするガス」とは、プロパン、ブタン又は政令で定める炭化水素を含むガスであって、これらのガスの合計が、常用の温度における重量比で、他のいずれの一種類に属するガスより小さくないものをいう。
- 第 1 項中「その充てんされた容器内又はその容器に附属する気化装置内において気化したものを含む。」とは、容器中のいわゆる気相部のガス及び容器に附属する気化装置内において気化したガスを含むことの意味であり、念のための規定である。  
なお、本法における「容器」とは、高圧ガスが充てんされるものをすべて含む。
- 第 2 項中「生活の用に供する」とは、消費生活の主体として使用するということがあり、具体的には、冷暖房用、飲食物の調理用、風呂等の湯沸し用に使用することをいう。
- 第 2 項中「生活の用に供する一般消費者」には、船舶内で業務のため冷暖房、飲食物の調理、湯沸しのために液化石油ガスを使用する者は含まれないが、生活の本拠を船舶内におくいわゆる水上生活者であって液化石油ガスを使用する者は含まれる。
- 同一の貯蔵設備の中の液化石油ガスを、例えば、生活の用と工業用とに使用している者は、当該液化石油ガスを主として工業用に使用している場合は高圧ガス保安法の規制の対象となり、主として生活の用に使用している場合は、本法の一般消費者等に該当し、本法の規制の対象となる。

6. 第3項中「液化石油ガス販売事業」とは、次の各形態による事業をいう。

- ① 液化石油ガスであって容器に充てんされているものを一般消費者等に販売する事業
- ② ガスメーターを使用して一般消費者等が消費した液化石油ガスのみについて代金を受領する販売をする事業

7. 第4項中「供給設備」は、液化石油ガス販売事業者の所有物である必要はない。したがって、一般消費者等又は第三者が所有している設備であっても、省令で定める定義に該当する設備であれば、すべて「供給設備」である。

また「船舶」とは、船舶安全法の適用を受けるか否かを問わず自力航行能力を有する社会通念上の船舶すべてをいう。

第5項中「船舶」も同意語である。

8. 第5項中「消費設備」とは、調整器（質量販売に係るものに限る。）、ゴム管、配管及び燃焼器等配管によって接続されたもの並びに燃焼器の付属装置をいう。

### 第3条（事業の登録）関係

1. 「販売所」とは、通常の場合において取引（契約）が成立する（取引が成立しているか否かは、通常、取引条件が決定されているか否かによって認定されよう。）所をいいその場所からさらに他の場所に連絡され、他の場所から現品が供給されるというような事情があっても、その場所において取引が成立する限り、当該場所は販売所である。
2. 高压ガス保安法第5条の許可を受けている者であっても、一般消費者等に対し液化石油ガスを販売する事業を行おうとする場合には、本法第3条の登録を受けなければならない。
3. 第4項中「第4条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面」は、申請者（法人にあっては代表者）が誓約したものでなければならない。

### 第4条（登録の拒否）関係

第1項第4号中「業務を行う役員」とは、株式会社の取締役、合名会社の業務執行社員等をいい、法人の業務の監査に当たる者は、法人の役員ではあるが、ここにいう「業務を行う役員」には該当しない。

### 第7条（標識の掲示）関係

本条の掲示は、法第3条第1項の登録を受けた後にその事業を開始する時までに掲げさせるものとする。

### 第8条（販売所等の変更の届出）関係

1. 「事項を変更したとき」とは、法第3条第2項第3号に係る事項については、その変更の内容が規則第14条各号の基準に不適合になる可能性のある場合のものをいい、例えば、貯蔵施設に係る同一材料での屋根のふきかえは含まれない。法第3条第2項第4号に係る事項については、保安業務区分ごと販売所ごとに保安機関を変更したときには、届出が必要である。
2. 会社等の組織変更、例えば合名会社⇔合資会社（商法第113条、第163条）、株式会社⇔有限会社（有限会社法第64条、第67条）の場合は、本条に基づき届出書を提出すれば、法第3条の登録を受ける必要はないが、個人名義で第3条の登録を受

けていた者が事業体を法人化する場合には新たに登録が必要である。

#### 第10条（承継）関係

本条は、事業の全部の譲渡し又は相続若しくは合併があった場合を新規の登録の特例として認めているものであり、例えば、一部の販売所に係る事業の譲渡しの場合は、法第3条第1項の登録又は法第8条の販売所等の変更の届出（必要に応じて法第36条第1項の許可）が必要である。

事業の全部の譲渡しとは、被承継者の液化石油ガスの販売に係るすべての事業について譲り渡すことであり、すべての販売所について営業権、店舗及び貯蔵施設、従業員、帳簿等を譲り渡すことをいう。

相続とは、その事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含まない。

#### 第11条（貯蔵施設）関係

「自己の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設を所有し、又は占有しなければならない」とは、単に自ら所有し、又は占有しているのみでは足りず自ら使用しうる状態、条件で所有し、又は占有しなければならない。例えば、所有はしているが、他人に貸している場合は、本条には該当しない。

#### 第13条（規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止等）関係

第1項中「適合しない液化石油ガスの一般消費者等に対する販売（液化石油ガスを一般消費者等に現に引き渡しその消費された液化石油ガスのみについて代金を受領する販売の場合には、引渡し）をしてはならない。」とは、指定製造事業者制度が廃止されたことに伴い、規格に適合する液化石油ガスを液化石油ガス販売事業者は自らの責任において販売しなければならないことをいう。

#### 第14条（書面の交付）関係

1. 第1項中「販売契約を締結したときは」とあるが、販売契約自体の成立要件、契約様式については、本条は制限を加えていない。すなわち、口頭の約束でも契約は成立する。本条は契約が成立したときに、書面を交付すべきことを定めるのみである。契約内容が1回限りの販売に係るものであると、長期にわたるものであるとを問わない。
2. 第1項中「書面」は、契約書であることは必要でない。販売事業者が一方的に交付するものでよい。ただし、取引条件の記載については後日争いがあった場合、一般消費者等の側で援用することは可能であろう。また、販売事業者が、本書面を正副2通作成し、一般消費者等の認印をもらい、1通を保存すれば、販売事業者もこれを援用しうることとなるが、本条はこのようなことを禁止するものではない。
3. 第1項中「交付しなければならない」とは、販売事業者に交付義務を課しているだけであって販売事業者に対する交付請求権が一般消費者等にあることを意味するものではない。ただし、契約上の交付請求権の発生を妨げるものではない。
4. 第1項第2号中「液化石油ガスの引渡しの方法」としては、容器に充てんされている液化石油ガスを一般消費者等に引渡す場合には、「継続的消費に支障を生じないよう遅滞なくかつ、配管に接続して」液化石油ガスを引渡す旨を具体的に記載することとし、容器に充てんされている液化石油ガスを一般消費者等に引渡さない場合には「計画的な容器の交換等により、一般消費者等の継続的消費に支障を生じないよう遅

滞なく」液化石油ガスを引渡す旨を具体的に記載することとする。

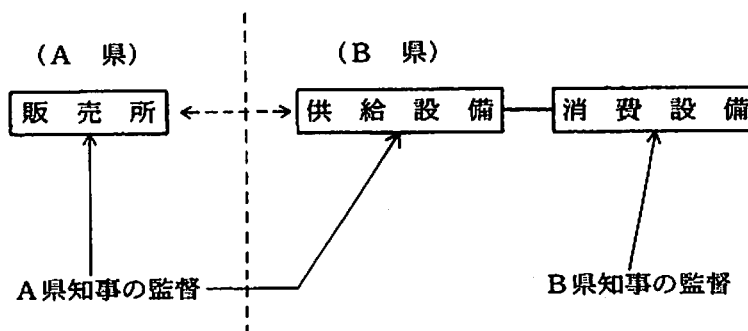
5. 第1項第3号に規定する「供給設備及び消費設備の管理の方法」として、消費者が供給設備の取外しを行う場合には、保安の確保のため当該供給設備に係る販売事業者に連絡しなければならない旨記載させることとする。

6. 本条の書面に第1号から第6号までに掲げる事項以外の事項をあわせて記載することは差し支えない。

特に、当該販売事業者の保安サービスの内容（消費者宅の調査点検の毎年実施、全消費者宅へのヒューズガス栓設置等）についてもあわせて記載するよう指導された。

### 第16条の2（基準適合義務等）関係

第2項の命令は、図のような場合、B県にある供給設備についてはA県知事が行使することとなる。したがって、供給設備と消費設備の監督行政庁が異なることとなるが、緊急時等において、一般消費者等が不便を生じないように関係都道府県間でこのような設備の所在地等につき十分連絡を図られたい。



### 第17条（勧告等）関係

1. 本条は、現在の液化石油ガス販売事業が

- (1) 短期間に急激に拡大した。
- (2) 企業数が非常に多く、他面、企業規模は小さい。
- (3) 流通機構が複雑である。

等の特殊な条件下にあるため、不当ないし異常な事業活動が行われ易い状態にあり、これについては一律的な基準では律し切れないと考えられたため設けられた規定であり、通商産業大臣の権限は必然的に、相当広汎である。このため、その発動には、あらかじめ高圧ガス及び火薬類保安審議会の意見を聞くことになっている。

なお、当面は、これらの発動を要すると考えられる事態がある場合には、その旨を本省に報告されたい。

2. 第1項中「事業の運営が適正を欠いているため、液化石油ガスによる災害の発生の防止又は一般消費者等の利便の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合」として予想されるものを例示すれば、次のとおりである。ただし、これらは、いずれも、原則として、その「不当性」、「異常性」が著しいものに限り本条の勧告の対象となる。

(1) 貯蔵施設の貯蔵能力が不十分な場合

貯蔵施設が事業規模に見合った大きさでない場合

容器の貯蔵、管理を適正ならしめ、また一般消費者等に対する液化石油ガスの円滑な供給を確保するため、貯蔵施設を拡張又は増設させる必要がある。

(2) 従業員の数が不足し、又はその資質が不適當な場合

例えば兼業企業の場合、兼業部門と共通の従業員配置をすることが多く、この場合には、しばしば人手不足のしわが寄せられ、また液化石油ガスの取扱作業に適さない従業員を使用することがあるので、そのような場合には、従業員の配置等につき改善させる必要が生じる。

(3) 契約期間を著しく短期間とする販売を行っている場合

顧客の争奪のため、スポット売りの販売攻勢をを行うことがあるが、極端な場合には、法第27条第1項第2号の規定を無意味にするので改善させる必要がある。

通達  
(法律関係)

### 第18条（保安教育）関係

第1項中「保安教育」としては、少なくとも高圧ガス保安協会が行う保安講習会に参加させるとともに、第2項に基づいて高圧ガス保安協会が作成する「保安教育を施すに当たって基準となるべき事項」を基にして作業標準を作成することが必要であることとして指導されたい。

### 第19条（業務主任者）関係

1. 同一の販売所において高圧ガス保安法第28条第1項の販売主任者と兼務することは認めるものとする。ただし、その職務が過大になって実行できない場合には、第1項の「職務を行わせなければならない」の規定に違反することになる。
2. 第1項中「職務を行わせ」とは、業務主任者を選任するだけでなく、実際に業務主任者としてその職務を行うことを命じ、その職務を行うことができる部署に配置し、職務を行うことができる環境を整備し、業務主任者がその職務を怠るときは、これを督励し、その職務を行わせることである。

販売事業者がこれを怠るときは、第1項の規定に違反となる。

### 第21条（業務主任者の代理者）関係

1. 第1項中「あらかじめ」については、原則として「業務主任者の選任と同時に」として運用する。
2. 第1項中「旅行、疾病その他の事故によって、その職務を行うことができない場合」とは、相当長期にわたる職務遂行不可能の場合をいい、一時的な不在等の場合は、業務主任者はなお、その職務遂行中とする。
3. 第1項中「代行させなければならない」については、2. に記したような相当長期にわたる業務主任者の職務遂行不可能の事態が生じたときに、液化石油ガス販売事業者は、その旨及び業務主任者の職務を代行すべきことを業務主任者の代理者に命ずべきものとする。

### 第23条（廃止の届出）関係

本条の規定による届出は事業全体に係るものである。

### 第27条（保安業務を行う義務）関係

1. 第1項第1号及び第2号は、保安機関に点検・調査等の義務を課するにとどまり、一般消費者等に点検・調査請求権があることを意味するものではない。ただし、契約

上の点検・調査請求権の発生を妨げるものではない。

2. 第1項第2号により、保安機関は、一般消費者等に対し消費設備を基準に適合するようにするためにとるべき措置等を通知する責任を持つが、通知を受けて消費設備の改善等を行うか否かは、一般消費者等の任意である。

しかしながら、一般消費者等が消費設備の改善等を行わず、それにより災害の発生するおそれが著しく高いと認められる場合には、当該一般消費者等の住所を管轄する都道府県に当該事由を連絡するよう保安機関及び販売事業者を指導するとともに、必要に応じ当該消費者に対し法第35条の5の規定による基準適合命令をかけることも含め、適切な措置を講じられたい。

3. 第1項第4号中「災害が発生し」とは、現にガスが漏えいし、着火した事態等をいい、「発生するおそれ」とは、例えば①ガスが漏えいしているが未だ発火、爆発に至っていない場合、②燃焼器の燃焼状態が異常な場合等をいう。

また、「これに対する措置」とは、災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のため必要であって、かつ、実行可能な範囲のものに限り、それ以外は「これに対する措置」ではない。なお、明文の規定はないが、自分自身の安全が保証されない等正当な理由があれば、本項の業務は免除される。

#### 第29条(認定)関係

1. 第1項中「通商産業省令で定める保安業務の区分(以下「保安業務区分」という。)に従い」とは、保安業務を行おうとする者が、規則第29条で定める保安業務区分のうち、いずれか一つの区分の業務のみを行う場合であっても、法第29条第1項の認定の申請をすることができる旨を規定したものである。
2. 第1項中「二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合」とは、保安業務の対象となる一般消費者等に対して液化石油ガスの販売を行っている販売所が、二以上の都道府県にまたがって分布している場合をいう。
- (1) 保安業務に係る販売所が、一の都道府県のみが存在するか、二以上の都道府県にまたがって存在するかによって申請先が決まるのであるから、販売所が同一の液化石油ガス販売事業者のものであるか否か、また保安業務の区分が都道府県ごとに異なるか否かを問わず、販売所が二以上の都道府県にまたがっていれば通商産業大臣に認定の申請をすることとなる。
- (2) 申請先は、保安業務の委託の契約が締結される相手方たる液化石油ガス販売事業者の「販売所」の所在地によって決定されるのであって、「保安機関の事業所」の所在地によって決定されるものではない。
3. (1) 法第29条第1項の認定を行うのは通商産業大臣又は都道府県知事であるが、この認定は、保安業務を行う者ごとに一の行政庁が行うこととする。
- (2) その保安業務に係る販売所が一の都道府県の区域内のみに存在する保安機関が、新たに別の都道府県の区域内に存在する販売所についても保安業務を行う場合は、法第35条の4において準用する法第6条の規定により、当該保安機関はその行おうとするすべての保安業務区分について、通商産業大臣の認定を受けなければならない。同様に、既に認定を受けている保安業務区分のうち一部の区分を廃止す

ること等により、保安業務に係る販売所が二以上の都道府県から一の都道府県の区域内のみに存在することとなった場合も、当該保安機関は、その行おうとするすべての保安業務区分について、改めて都道府県知事の認定を受けなければならない。

4. 第3項中「保安業務に係る一般消費者等の数」とは、その保安機関が保安業務を行おうとする一般消費者等の数をいい、実際に保安業務を行う一般消費者等の数とは異なってよい。

なお、実際に申請された一般消費者等の数が、認定を受けようとする申請者の事業所ごとに有する技術的能力（規則第37条第3号に規定する保安業務資格者の数及び規則第31条第2項に規定する保安業務用機器の保有状況等）からみて受託可能な数でなければ、法第29条第1項の認定はされないこととなる。

### 第30条（欠格条項）関係

1. 罰金以上の刑に処せられた者が刑の執行を猶予され、猶予の言渡しを取り消されることなく猶予期間を経過したときは、刑法第27条により刑の言渡しはその効力を失うことから、本条第1号には該当しなくなる。
2. 第4号中「業務を行う役員」とは、株式会社の取締役、合名会社の業務執行社員、公益法人の理事等をいい、法人の業務の監査に当たる者は、法人の役員ではあるが、ここにいう「業務を行う役員」には該当しない。

### 第31条（認定の基準）関係

1. 第3号中「その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合とは、原則として、役員及び構成員のうち次に掲げる者の合計の割合が3分の1を超える場合をいう。（法第27条第1項第4号に定める業務（自ら出動することなく行うものに限る。）のみを行う保安機関を除く。）
  - (1) 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
  - (2) 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
  - (3) 液化石油ガス設備工事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
2. 第4号中「その業務を行うことによつて保安業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがない」とは、保安業務以外の業務を行う場合であっても適確に保安業務を行う体制を整えていることをいい、具体的には以下のような場合が考えられる。
  - (1) 保安機関が供給機器若しくは消費機器の製造、販売若しくは修理、安全器具の販売又は液化石油ガス設備工事等の液化石油ガスの販売に係る業務も兼業しているときに、保安業務の委託を行った液化石油ガス販売事業者又は一般消費者等の便益を不当に害さないように、保安業務部門の保安業務資格者、充てん作業者及び調査員を保安業務に専従する体制としたり、保安業務とそれ以外の業務を兼務する場合であっても、その区別を明らかにして業務を行うことを当該法人内で義務づけること等の措置を講じている場合
  - (2) 保安機関が店舗経営等を兼業しているときに、保安業務資格者である店舗経営者が店舗における業務を行う場合であっても、従業員を雇用することにより保安業務

を行う時間帯（緊急時対応については終日）に店舗を離れることができるようにすること等の措置を講じている場合

3. 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成8年法律第14号）による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律においては、「経理的基礎」を認定調査機関の認定の基準としていたが、改正後の法においては、「経理的基礎」を保安機関の認定の基準としていないため、その審査は不要となり、新たに認定の基準とされた「損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置」に係る審査を要することとなったので注意されたい。

### 第33条（一般消費者等の数の増加の認可等）関係

第1項中「一般消費者等の数を第29条第3項の数の範囲を超えて増加しようとするとき」とは、保安業務区分ごとに認定を受けた一般消費者等の数を超えて当該保安業務を行おうとすることをいい、認定を受けている事業所において一般消費者等の数を単純に増加させる場合のほか、保安業務を行う事業所を新設する場合にその事業所が行おうとする保安業務区分について、既に他の事業所で当該保安業務区分の認定を受けていた場合においても一般消費者等の数の増加の認可が必要である。なお、同時にある事業所において一般消費者等の数が減少し、別の事業所において一般消費者等の数が増加し、合算して一般消費者等の数に変動がない場合については、一般消費者等の数が減少した事業所分については法第33条第2項の届出が、一般消費者等が増加した事業所分については法第33条第1項の認可が必要である。

### 第34条（保安機関の業務等）関係

1. 第1項中「その保安業務を行わなければならない」には、他の保安機関が委託を受けている一般消費者等について業務を行う義務は含まれない。
2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。」とされているが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これらに類する施設（以下「業務用施設」という。）における供給設備又は消費設備の点検調査の実施について承諾が得られない場合には、保安機関は当該消費者に係る販売事業者に対して協力を要請し、要請を受けた販売事業者は当該消費者から承諾が得られるよう努めること。その結果なお点検調査に応じない場合にあっては、当該業務用設備の所在地を管轄する都道府県知事に連絡させ、必要に応じ、当該消費者に対し、供給設備又は消費設備の点検調査に応ずるよう指導されたい。
3. 第2項は、保安業務を他人に委託することにより、保安業務を実際に行った者の責任と保安業務を委託した保安機関の責任関係が不明確になることを回避するために法文化されたものである。

なお、相手が「他人」に該当するか否かについては、以下に示すとおりである。

- (1) 法人にあっては、関連会社、子会社であるかにかかわらずすべて他人である。
- (2) 個人にあっては、保安機関と雇用関係にある者（臨時に短期間雇用された者を除く。）は他人に含まれない。また、派遣会社からの派遣社員、関連会社等からの出向については、給与等の支払状況等のいかににかかわらず、保安業務を行う



際の責任が保安機関に帰すこととなる等の契約が結ばれている場合は、他人とみなされない。

- (3) 下請の個人事業者については、当該保安機関の行う業務のみを請負い、その他の業務を全く行わない場合であって、下請事業者の保安業務を行う際の責任が保安機関に帰すこととなる等の契約が結ばれている場合は、他人とみなされない。
- (4) 社団法人とその社員、事業協同組合とその組合員、事業協同組合連合会とその会員、農業協同組合とその組合員及び農業協同組合連合会とその会員とは他人である。

### 第35条（保安業務規程）関係

1. 保安業務規程の認可については、「保安機関の認定について」（平成9年4月1日付け平成09・03・31立局第78号）を参照されたい。
2. 第3項中「保安業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるとき」の例としては、点検又は調査の対象となる供給設備又は消費設備の分布の変化により、事業所や保安業務資格者の配置が適切でなくなった場合等がある。本項の規定による命令があったときは、その命令の趣旨に沿って保安機関は保安業務規程の変更の認可を申請する必要がある。

### 第35条の2（適合命令）関係

「必要な措置」とは、個々具体的な場合に依じて、例えば保安業務資格者等の増員又は補充、法人の種類に依じて定められる構成員の構成の是正、兼業部門調整等がある。

### 第35条の4（準用規定）関係

1. 本条の準用による法第10条の規定により保安機関の地位を承継した場合、各保安業務を行う事業所の認定の内容がそのまま承継されるほか、承継者は被承継者に対する認定の条件等の義務も承継する。
2. 本条の準用による法第10条の規定により保安機関の地位を承継した保安機関が、承継と同時に保安機関の事業所等の変更を行う場合には、事業所の名称の変更に係るものについてはその旨を付記したものでも差し支えないが、その他については本条で準用する法第8条の規定による届出が別途必要である。

### 第35条の10（認定の取消し）関係

1. 第1項中「遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。」とは、販売事業者からの報告、立入検査等により取消しに該当する事実が明確になった段階で行うことをいう。
2. 第2項中「10日以上相当な期間を定めて報告すべきことを催告」する場合は、書留又は配達証明郵便により通知することが望ましい。

### 第36条（貯蔵施設等の設置の許可）関係

1. 第1項第1号中「通商産業省令で定める量以上」とあるのは、規則第15条に定める量以上のことであるが、許可にかからしめる貯蔵施設か否かの判断は、あくまで液化石油ガス販売事業者が規則第15条に定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するか否かによるものであり、貯蔵施設の面積によって決定されるものではない。
2. 第1項第1号及び第2号中「設置」とは、現実に工事を行って新設する場合のみならず、第三者が所有している貯蔵施設又は特定供給設備を譲り受けた場合及び自ら保

有する施設又は設備を他の用途から転用する場合も含まれる。

なお、法第10条の規定により、貯蔵施設又は特定供給設備を承継した場合は、新たに「設置」の許可を受ける必要はない。

通達  
(法律関係)

### 第37条の2(変更の許可) 関係

第1項中「貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更」とは、規則第52条の基準に不適合になる可能性のある場合のものをいい、警戒標の付けかえや同一材料での屋根のふきかえは含まれない。

また、「特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更」とは、規則第53条及び第54条の基準に不適合になる可能性のある場合のものをいい、同一材料での屋根のふきかえや同一製造事業者による同一型式の調整器、気化装置等の交換は含まれない。

### 第37条の3(完成検査) 関係

第三者が所有している貯蔵施設又は特定供給設備を譲り受けた場合であって、当該貯蔵施設又は特定供給設備に何の変更も加えないときは、新たに完成検査を受ける必要はない。

### 第37条の4(充てん設備の許可) 関係

1. 第1項中「供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備(以下「充てん設備」という。)ごとに」とは、充てん設備1台ごとに新規の許可が必要である旨を定めたものであり、高圧ガス保安法第5条第1項における移動式製造設備に係る製造の許可及び同法第14条第1項の変更許可の扱いとは異なる。

なお、本条において許可を受けるべき充てん設備は、新規に製作する場合のみならず、第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合も含まれる。

2. 第3項中「通商産業省令で定める所在地」とあるが、高圧ガス保安法第5条第1項又は第14条第1項の許可を受け同法第20条第1項又は第3項の完成検査を受けた移動式製造設備(液化石油ガス保安規則第2条第7号の移動式製造設備に限る。)であって、かつ、法第37条の4第1項の許可を受けている充てん設備に係る「通商産業省令で定める所在地」のみの変更については、当分の間、軽微な変更として取り扱うこととする。

3. 第4項において準用する法第37条の3の完成検査において、第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合であって、当該充てん設備に何の変更も加えないときは、新たに完成検査を受ける必要はない。

### 第38条の2(基準適合義務) 関係

1. 本条による義務は「供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事」を行うすべての者に課せられる。すなわち、液化石油ガス販売事業者のみならず、例えば水道工事業者、建築業者等にも本条が適用される。

なお、液化石油ガス販売事業者に対する啓発は当然であるが、水道工事業者、建築業者等に対しても、本条及び法第38条の3の趣旨の徹底を図られたい。

2. 本条の基準適合義務を確実に実施するため、液化石油ガス販売事業者に対し、液化石油ガス設備士を販売所ごとに確保又は法第38条の10の特定液化石油ガス設備工事業者と継続的な委託契約を締結するよう指導されたい。特に、液化石油ガス販売事業の登録を行う際には、液化石油ガス設備士を販売所ごとに確保又は法第38条の

10の特定液化石油ガス設備工事事業者と継続的な委託契約を締結するよう十分に指導するとともに、当該申請者が液化石油ガス設備士を有しない場合にあつては、液化石油ガス販売事業者自身が液化石油ガス設備工事の作業を行うことのないよう徹底を図らるたい。

#### 第38条の4（液化石油ガス設備士免状）関係

第4項の返納命令は、いわば免許の取消しと同様であつて、命令書が到達した時に液化石油ガス設備士としての資格を喪失することになる。

#### 第38条の7（液化石油ガス設備工事の作業に関する制限）関係

営業主が液化石油ガス設備士免状の交付を受けていない使用人と共謀のうえ、使用人を本条に基づき規則で定める作業に従事させた場合は、営業主も共同正犯として処罰される。営業主が本条違反の行為を教唆し、又はほう助した場合も、それぞれ教唆犯、ほう助犯として処罰されることとなる。

#### 第38条の8（液化石油ガス設備士の義務）関係

設備士免状は、消費者等の求めに応じて提示するためのものであり、設備士が積極的に提示することは必要でない。

#### 第38条の10（特定液化石油ガス設備工事事業の届出）関係

1. 第1項中「特定液化石油ガス設備工事事業者」とは、規則第111条に掲げる設備工事の施工を実際に行う者をいい、特定液化石油ガス設備工事につき、専ら受注し、それを他の特定液化石油ガス設備工事事業者等に発注する者は含まないものとする。
2. 第1項中「当該事業所における事業の開始」とは、特定液化石油ガス設備工事につき契約を締結することをいう。

#### 第38条の11（施工後の表示）関係及び第38条の12（記録の保存等）関係

法第38条の11及び法第38条の12の「特定液化石油ガス設備工事事業者」とは、規則第115条に掲げる工事を実際に行った特定液化石油ガス設備工事事業者をいう。

#### 第39条（検定等）関係

販売事業者とは、販売のみを事業としている者のみではない、製造又は輸入を主たる事業としている者は、あわせて販売の事業を行うものであるから、当然に本条によって販売事業者として規制される。この場合、販売事業者とは、対価を受けることを条件として、継続反覆して第1種液化石油ガス器具等を譲り渡すことをいい、第1種液化石油ガス器具等を一回的に譲渡するような者は、本条の販売事業者にあたらない。

#### 第43条（登録）関係

1. 本条の登録は、任意登録であり、製造事業者は必ずしも登録を受ける義務はない。また、登録を受けた製造事業者が、型式承認を受けて、製造した第1種液化石油ガス器具等について、検定を受けることも自由である。
2. 第1種液化石油ガス器具等の「製造」とは、省令で定める事業区分ごとに第1種液化石油ガス器具等を完成させることをいい、部品だけの製造は含まれない。例えば、事業区分が液化石油ガス用バーナー付ふろがま（密閉式、屋外式を除く。以下同じ。）の場合では、液化石油ガス用ふろバーナーは液化石油ガス用バーナー付ふろがまの部品として一括して製造されることもあるので、液化石油ガス用ふろバーナーのみのメ

ーカーは、液化石油ガス用ふろバーナーの事業区分の登録を受ける必要があるが、液化石油ガス用バーナー付ふろがまのメーカーが部品として液化石油ガス用ふろバーナーを製造する場合には、液化石油ガス用ふろバーナーの事業区分で登録を受ける必要はない。

3. 2種類以上の機能を有する第1種液化石油ガス器具等のうち、その機能が複数の第1種液化石油ガス器具等の機能であるものを製造する場合にあっては、当該機能に該当するすべての事業区分について登録を受けるものとする。ただし、一の事業区分に該当する部分について検定を受けることを妨げるものではない。

#### 第58条（第1種液化石油ガス器具等の型式の承認）関係

登録製造業者は型式の承認を受けることができるが、必ずしもそれを受ける義務はない。

なお、型式の承認を受けることができるのは登録を受けた事業区分に属する型式についてであるから、それ以外の第1種液化石油ガス器具等を製造した場合は、法第39条の検定を受けなければ販売し又は販売のために陳列できないことは当然である。

#### 第63条（表示）関係

「第1種液化石油ガス器具等を製造したとき」とは法第62条第1項の規定により、法第41条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように第1種液化石油ガス器具等を製造したときであり、法第62条第2項の検査により不合格となった製品については、修理、改造等により法第41条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合させたときをいうものとする。

#### 第80条の2、第80条の3（事業開始の届出等）関係

1. 「第2種液化石油ガス器具等製造事業者」とは、第2種液化石油ガス器具等を継続反覆して製造する事業者をいい、営利の目的があるかどうかを問わない。

また、第1種液化石油ガス器具等の登録事業者の場合と同様、「製造」とは第2種液化石油ガス器具等を完成させることをいい部品のみの製造は含まれない。

2. 「第2種液化石油ガス器具等輸入事業者」とは、第2種液化石油ガス器具等を継続反覆して輸入する事業者をいい、営利の目的があるかどうかを問わない。

また、輸入代行の場合においては、輸入事務を受託して自己の名で販売する者も含まれる。

3. 第2種液化石油ガス器具等の「種類」としては、施行令で定める第2種液化石油ガス器具等のうち製造又は輸入する品目及びその型式を、「構造」としては、それらの作動原理及び接続原理の概要、主要部分の材質及び構造図をそれぞれ届け出るものとする。

#### 第83条（立入検査等）関係

1. 液化石油ガス販売事業者の事務所、営業所等については本条の規定によるほか、高圧ガス保安法第62条第1項の規定により、通商産業省及び都道府県の職員は立入検査をすることができる。

これは、高圧ガス保安法は、いわば、本法の母法であり、液化石油ガス販売事業者については高圧ガス保安法も適用される（例えば、第23条、第39条等）からである。

2. 消防機関は法第87条第2項の規定により「措置要請」ができることになっているが、消防職員は、本条による立入検査はできない。

消防職員の立入検査は、消防法第4条又は第4条の2の規定に基づくものである。

#### 第87条（関係行政機関への通報等）関係

第2項の消防機関の要請は、「火災その他の災害の予防のため特に必要があると認めるとき」と規定されているので、「取引の適正化」に係る事項についてはすることができない。

#### 第88条（公示）関係

法第35条の6第1項の認定をし、又は認定を取り消したときは遅滞なく認定され、又は認定を取り消された者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名並びに住所を公示すること。

#### 昭和42年法律第149号附則第8条（高圧ガス取締法の一部改正）関係

1. 本条は、本法と高圧ガス取締法とによる二重規則を排除し、また液化石油ガス販売事業者について高圧ガス取締法の必要条項を適用するため、高圧ガス取締法に改正を加える規定である。

#### 2. 第6条の改正

本法第3条第1項の許可との重複を排除するためのものである。すなわち、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売の事業については、本法の許可を受ければよく、高圧ガス取締法第6条の許可は受ける必要がない。

なお、一般消費者等以外の者（工業用の消費者、最終需要者でない購入者）に対する液化石油ガスの販売の事業を営もうとするときは、本法第3条第1項の許可を受けていると否とにかかわらず高圧ガス取締法第6条の許可が必要である。

#### 3. 第15条、第16条の改正

液化石油ガス販売事業者がその許可を受けたところから従ってする液化石油ガスの貯蔵については、高圧ガス取締法の規制は行わないこととするための改正である。

#### 4. 第24条の改正

消費設備の設置等の工事に対する本法との二重規制を排除するための改正である。

#### 5. 第29条、第30条の改正

本法違反を販売主任者免状等の交付の欠格事由及び返納事由とするための改正である。

#### 6. 第37条の改正

何人も液化石油ガス販売事業者の販売所においては火気を取り扱う等のことをしてはならないこととするための改正である。

#### 7. 第39条の改正

液化石油ガス販売事業者に対し、同条の緊急措置を発動しうることとするための改正である。

#### 8. 第59条の9の改正

高圧ガス保安協会の会員資格者にこの法律関係の事業者等を加えるための改正である。

#### 9. 第59条の28～第59条の30の改正

高圧ガス保安協会の業務に、本法関係のものを追加するとともに、これに伴う規定の整備をするための改正である。

#### 10. 第61条～第64条の改正

液化石油ガス販売事業者に対しても、これらの規定が適用されるようにするための改正である。

#### 11. 第74条の改正

本法第87条第1項との均衡上、液化石油ガスの「充てん所」等の許可をした場合、消防機関に対し、その旨通報することとするための改正である。

#### 昭和42年法律第149号附則第10条（地方税法の一部改正）関係

地方税法第348条第2項第6号の3により、高圧ガス取締法第6条の許可を受けた液化石油ガスの販売業者の障壁等については、固定資産税を課さないこととされているが、本法の液化石油ガス販売事業者についても同様とするための改正である。

#### 昭和53年法律第85号附則（以下「附則」という。）第1条関係

1. 第1条ただし書においては、上記施行年月日の例外として第1号に規定する事項については公布の日から、第2号に規定する事項については、改正法公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、所要の手当を行ったが、施行期日を延期したのは法の円滑な施行を配慮したためである。
2. 第1条第2号をもって施行期日が延期される事項は次のとおり
  - ① 法第38条の7（液化石油ガス設備工事の作業に関する制限）
  - ② 法第38条の8（液化石油ガス設備士の義務）
  - ③ 法第38条の9（液化石油ガス設備士の講習）
  - ④ 法第38条の10（特定液化石油ガス設備工事事業の届出）
  - ⑤ 法第38条の11（施工後の表示）
  - ⑥ 法第38条の12（記録の保存等）
  - ⑦ 法第38条の13（器具の備付け）

#### 昭和53年法律第85号附則第3条関係

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」の別添8参照

#### 昭和53年法律第85号附則第4条関係

本条においては昭和54年4月1日から附則第1条ただし書第2号に定める日までの間は改正前の第37条第1項に規定する配管設備の設置又は変更の工事については、なお、従前の例によることとされているが「従前の例による」とは、改正前の第37条第1項の規定がそのまま適用されることを意味する。

したがって、その取扱いは以下のとおりとなる。

- ① 監督者制度は、従前どおり存続することとなり、改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第4条の条件を充たす者に対しては、認定書の交付を行って差し支えない。

したがって認定書の交付等は、以下により行われたい。

- I 第1号から第2号までの「液化石油ガスの配管設備の工事」の経験の認定及び4による認定書の交付は、次の方式により、原則として都道府県知事がするもの

とする。

- (1) 申請の日前1年間に申請者の従事していた事業所が行った液化石油ガスの配管設備の工事に関する施工年月日、施工場所、施工従事者、規模（貯蔵能力及び当該工事にかかる配管の長さ）及び配管工事収入を事業主が明らかにした書面（以下「工事台帳」という。）に責任ある民間団体の証明書を添えて提出させること。

- (2) 1年以上従事した認定の方法

イ 申請者が法第3条の許可を受けた液化石油ガス販売事業者の販売所に勤務している規則第19条第2項の規定する消費設備の調査を行う資格を有する者であって配管設備の工事に従事する者である場合は(1)の工事台帳によって申請者が液化石油ガスの配管設備の工事を12回以上行っていることを確認すること。

ロ イ以外の者である場合は、(1)の工事台帳によって申請が液化石油ガスの配管設備の工事を24回以上行っていることを確認すること。

- (3) 2年以上従事した経験の認定の方法

(2)のイ及びロに準ずる。

- (4) (2)のイ及びロにおいて「液化石油ガスの配管設備の工事」とは、貯蔵能力50kg以上の消費設備にかかる延長1m以上の気密試験の実施を伴う硬質配管の設置、増設（延長）又は変更（修理）をいうものとする。

なお、液化石油ガス以外の配管設備の工事は含まない。

- II 本条の運用を適確に行うため、該当者には次の様式第1の証明書を交付し、所持させるものとする。なお、認定書の交付を受けた者であって、その者が監督し又は自ら行った配管設備の工事が液化石油ガスの災害事故の原因となった場合のものについては、その認定書を返納させるものとする。

様式第 1

通達（法律関係）

(表)

11cm

配管設備工事監督者認定書

2.5cm

2.5cm

写真

番 号	
氏 名	
生年月日	

6.5cm

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第 4 条第 号に規定する条件に適合することを認定する。

昭和 年 月 日

認定者 印

(裏)

配管設備工事監督者心得

1. 配管工事を行うときは、必ず本認定書を携帯すること。
2. 常に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律を守り、災害の防止に留意すること。
3. 本認定書を汚損又は紛失したときは、認定を受けた都道府県知事に届け出て再交付を受けること。
4. 本認定書の記載事項を書きなおさないこと。  
写真をはり替えないこと。
5. 本認定書を他人に貸したり、譲ったりしないこと。

② なお、監督者の資格を有している者であっても、改正法施行後は設備士でなければ法第 38 条の 7 に規定する液化石油ガス設備工事の作業に従事することができなくなるので監督者の資格を有する者であっても、法第 38 条の 4 第 2 項に定める液化石油ガス設備士試験に合格するか又は同項第 2 号に規定する講習を受講する等により設備士免状の交付を受けていることが必要である。

昭和 53 年法律第 85 号附則第 5 条関係

本条は特定液化石油ガス設備工事業の届出が、法第 38 条の 10 の規定により「当該事業所における事業の開始の日から 30 日以内」とされていること、また同条の施行が附則第 1 条ただし書第 2 号の規定に基づき、改正法の公布の日から起算して 3 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特定日」という。）まで延期されていることとの関連において特定日に現に改正後の第 38 条の 10 第 1 項の特定液化石油



ガス設備工事を行っている者（以下「既存事業者」という。）の事業開始日が不明確になることを回避するため同条の「事業の開始の日」を既存事業者については、特定日と定めることにより画一的に処理することとした規定である。

したがって、既存事業者は特定日から10日以内に届け出を要し、その違反に対しては法第101条で罰金に処せられることとなっているので、都道府県においては事前に関係業界に周知し、届出に遺漏のないよう指導されたい。

平成8年法律第14号附則第4条第4項関係

1. 平成8年法律第14号附則第4条第4項の規定は、液化石油ガス販売事業者が、旧法において許可を受けた内容を変更することなく引き続き液化石油ガス販売事業を行う場合の経過措置であるから、保安機関としての認定を受けずに「保安業務を行うことができる」範囲は、法施行の際現に許可を受けている販売所と販売契約を締結している一般消費者等に加え、当該販売所と法施行日以降に販売契約を締結した一般消費者等も含まれる。
2. 保安機関の認定は保安業務区分に従って受けるのであるから、液化石油ガス販売事業者が一部の保安業務区分の認定を受けた場合であっても、認定を受けていない保安業務区分の業務を行おうとする場合には、同項の規定が適用される。

また、液化石油ガス販売事業者の許可を受けた販売所が複数であって、それぞれの販売所が保安機関の認定を受けた場合、他の販売所が認定を受けた保安業務区分にかかわらず、その販売所（事業所）で認定を受けた保安業務区分以外の保安業務については、経過措置が適用される。

なお、認定を受けた区分については経過措置が適用されないので、当該区分における一般消費者等に係る保安業務を販売事業者として他の者に委託する場合には、委託を受ける者は保安機関でなければならない。

(例)

液化石油ガス販売事業者がA、B、Cの3つの販売所を保安機関の事業所として認定された場合

	供給開始 時点検・ 調査	容器交換 時等供給 設備点検	定期供給 設備点検	定期消費 設備調査	周 知	緊急時対 応	緊急時連 絡
A販売所	○	○			○		
B販売所			○			○	
C販売所		○	○	○	○	○	○

この場合、A販売所はB及びC販売所の認定の状況にかかわらず、定期供給設備点検、定期消費設備調査、緊急時対応、緊急時連絡については、経過措置が適用される。また、B販売所はA及びC販売所の認定の状況にかかわらず、供給開始時点検・調査、容器交換時等供給設備点検、定期消費設備調査、周知については経過措置が適用される。なお、C販売所の供給開始時点検・調査については、すでに容器交換時等供給設備点検に関する点検のうち供給開始時に行うもの、定期供給設備点検に関する点検のうち供給開始時に行うもの、定期消費設備調査に関する調査のうち供給開始時

に行う調査はそれぞれ実施できるわけであるから、供給開始時点検・調査の認定を受けていなくとも、認定を受けたものとして当該区分に関する経過措置は適用されない。

3. 液化石油ガス販売事業者が、その販売契約を締結している一般消費者等について行うべき保安業務を、業務主任者の監督の下、他の者に代行させている場合であっても、液化石油ガス販売事業者が自ら保安業務を行う場合と同様に本項の経過措置が適用される。
4. 平成9年4月1日以降に販売所を新設し、登録の変更を行った場合には、本項の経過措置は適用されないため、当該新設した販売所に係る一般消費者等については、保安機関の認定を受けている者に保安業務を委託するか、自ら保安機関の認定を受け保安業務を実施しなければならない。ただし、既存の販売所を廃止し、当該販売所に係る一般消費者等のすべてに従前どおり液化石油ガスを供給することができる範囲内に販売所を設置する場合は、単に販売所を移設したにすぎないので、当該販売所については経過措置が適用される。
5. 商法第168条の4に規定される最低資本金を下回るようになったこと等のために法人から個人に移行している者で新たに許可を受けていない者は、液化石油ガス販売事業者として許可を受けた者とみなすことはできない。

#### 平成8年法律第14号附則第5条関係

1. 旧法によって行われた処分及び手続等は、新法の相当規定によるものとみなすのであるから、旧法第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けた販売施設又は特定供給設備であって、新法第36条第1項の許可の対象となるものは、新法施行時に旧法第12条の使用前検査を受けていない場合には、新法第37条の3第1項の規定による完成検査を受けなければ、当該設備等を使用することはできない。  
なお、新法第36条第1項の許可の対象とならないものについては、完成検査を受ける必要はない。
2. 旧法第3条又は第8条の申請を受理した場合であって、平成9年3月31日までに許可を与えられない場合の取り扱いについては、新法の相当規定の処分を行うことになるので、販売事業の許可の申請については販売事業の登録に係る処分を、販売所の新設に係る許可の申請については販売事業の登録の変更の届出に係る処分を行い、特定供給設備の許可の申請については、当該設備が新法第36条第1項の許可対象設備である場合には許可に係る処分を行い、許可対象外設備である場合には行政行為は発生しないこととなる。
3. 附則第4条第5項の規定により、旧法第37条第1項の認定を受けていた者が新法第29条第1項の認定を受けたものとみなされる場合においては、本条の規定により、旧法第37条の6第1項の認可を受けた調査業務規程は新法第35条第1項前段の認可を受けた保安業務規程とみなされる。ただし、規則等の改正に伴い、業務の内容を変更する場合は、新法第35条第1項後段の変更の認可が必要である。なお、改正前の条番号を引用している部分については、新法第29条第1項の認定、新法第33条第1項の認可等を受ける際に併せて保安業務規程の変更の認可を受けることが望ましい。